会議の名称	議会運営委員会 ~~協議会~~	開催月日・令和７年６月 20 日 開会時間・~~午前~~・午後 02 時 42 分 閉会時間・~~午前~~・午後 03 時 07 分
出席者	南谷　佳寛　　豊島　保夫　　野口　佳宏　　後藤　徹 安藤　誠　　　河﨑　周平	
欠席者		
オブザーバー	議長　後藤　國弘　　副議長　安井　智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長　浅井議会総務課長　堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	・議員発議について ・一般質問要旨通告書の様式変更について ・その他	

	【開会＝午後2時42分】
南谷佳寛委員長	ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の審議事項はお手元に配付したとおりであります。 議会運営委員会からの発議について協議します。 初めに、羽島市議会傍聴規則の一部を改正する規則について、先ほどの全員協議会で了承が得られましたので、27日の最終日に議会運営委員会で発議することに、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と発言する者あり〕
南谷佳寛委員長	では、議会運営委員会で発議いたします。 次に、羽島市議会の請負の状況の公表に関する条例について、こちらも先ほどの全員協議会で了承が得られましたので、27日の最終日に議会運営委員会で発議することに、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と発言する者あり〕
南谷佳寛委員長	では、議会運営委員会で発議をいたします。 次に、一般質問要旨通告書の様式について協議いたします。事務局から説明願います。
議会事務局長	お手元に配付してあります通告書案をご覧ください。一般質問通告書の様式の変更点について説明します。 通告書については、メール等での提出が可能になり、質問の順番も、議会運営委員の見守る中で関数により決定することとなりました。 よって、様式の上段右側の受付時間の記載をなくし、提出日に変更しました。また、上段中央の受付順を質問順に変更し、会派の数が増えたことから、代表質問の場合に丸を打つその右側部分に会派名の欄を設け、どの会派の代表なのか、わかりやすくしたものです。
南谷佳寛委員長	通告書の様式変更について、何かご意見はございますか。
河﨑委員	Word もしくは Excel でもいただけますか。
	〔「そのように配付します」と発言する者あり〕

南谷佳寛委員長	ほかにはございませんか。 〔発言する者なし〕
南谷佳寛委員長	それでは、変更後の様式は9月定例会から使用する方向で進めていきますので、よろしくお願いいたします。 議長から、何かございますか。 〔追加資料の配付〕
後藤國弘議長	市長から申し入れがございました。13日に行われました羽島市議会の定例会の一般質問の内容についての申し入れであります。 この文書では、事実関係を正確に確認せず、事実と異なる内容や市民に誤認する恐れがありますので、内容について正しい情報を発言してくださいということ。 発言席において、議長の許可を得ずに何回も発言していること。 市民病院事務局の職員に対して 11 項目の質問要旨を提出し、全ての質問項目に、答弁内容によっては再質問させていただきますという旨の記載があったのに、その時間内に全て質問できなかったということ。 市民病院経営の見解の相違について、粟津議員より、「なぜ随意契約で同じ業者に依頼しているのか」という、責任の所在はどこにあるかという質問に対して、病院長の専決事項であるという旨の答弁をしたのに、「管理者が知らずに勝手に病院がやりますか」、とか、「勘違いしちゃいけませんよ」というような質問をされたと思います。 「病院の管理者は市長ですよ」、と言われたのですが、その発言に対して、市長が病院長に責任転嫁していると誤認されかねない発言でしたので、是正をお願いするということ。 以上のことが書かれております。全体としては、「実際の答弁を踏まえ、改めて事実関係の確認を行い、市の見解を別紙のとおり申し上げます。」ということで、市の見解もいただいております。 最後に、正しい情報を伝えていただきますよう、よろしくお願いしますというような内容であります。
南谷佳寛委員長	何かご意見はございますか。

野口委員	少し気になったのは、「市民病院事務局は答弁内容をよく検討して臨んだにもかかわらず、粟津議員の一方的な主張の時間もあり、時間内に全ての質問をするに至りませんでした」と書いてあります。この部分ですが、時間内に全ての質問をするに至らないことは結構あります。 時間内に全ての質問をやれというような言い方をされるのは少し違う気がします。そのような捉え方をしてしまいます。 議員は通告書を出して、誰に答弁していただきたいという希望を書きますが、違う部長や市長が答弁されることがあります。 ここまで言うことではなくて、主張や質問は時間がかかるんだから、超過してもいいと思います。 また、対応についてですが、議長としてはどういう対応をされるのですか。粟津議員に正確な事実に基づいて質問してくださいという注意をされるのか。 文書の最後に、「このことについて議員各位に対して正確にお伝えしていただけると幸いです。」と書かれていますが、この文書を文書箱に入れるのか、全員協議会で説明するのか。お聞きしたいと思います。
後藤國弘議長	私としては、議事運営に関して、答弁中に口を挟んで発言するのは絶対やめていただきたいので、これは粟津議員にも、議員全体にも注意したいと思います。 それからやじもありましたが、やじの有無に関してはこれも静粛に願いたいと思います。 また、今回の事案に関しては、議員と理事者側の打合せというか、前もって議論がなされていないことによる事案かと思います。議場は質問する場でありますので、前もって理事者側と打合せをしていただきたいということを注意したいと思います。 そのほかに関しては、私は何も言うつもりはありません。
野口委員	議長としては、「時間内に全ての質問をするに至りませんでした。」という文言も別に問題ないということでしょうか。議員としてはこの関係については議員に任せてほしいと思います。
後藤國弘議長	これに関しては、質問を用意して、打合せで質問を伝えて、理事者側もそれに対する答弁をしっかり考えています。議員も努力義務として、時間内に収まるように質問してい

	ただきたいと思います。もし収まらないと思ったら、通告の段階で質問数を減らしていただきたいと思います。 　難しいですが、そういう努力はしていただきたいという考えです。
議会総務課長	確認したわけではなく、あくまで私の考えですが、栗津議員の件に関しては、当初の通告書にはそこまで質問数はありませんでした。提出後の、市長ヒアリングが始まる直前もしくは数日前に、11 項目を急に出されたようです。 　それに対して、病院事務局はほとんど徹夜状態で答弁書を作り上げて、実際には質問がなかったということで、恐らく、そのことに関してだと思います。
野口委員	答弁内容が分からない状態で、仮に答弁が長かったら、結局時間内には終わりません。 　私が気になるのは、一般質問の時間は議員の時間なので、それについて言われると、議会全体の質問時間が軽視されている気がしてしまいます。 　栗津議員の前回のケースだけに絞った指摘ということでいいんでしょうか。
南谷佳寛委員長	この部分は今回のことに限るということで、全議員に対して。時間内に質問を絶対に終わらせるように、ということは、ちょっと。
後藤國弘議長	強制ではなく、努力義務として、なるべくお願いしたいということです。 　それから、11 項目の質問は、通告書の提出後に出されたということですか。そうであれば、最初から通告書に全部書いておかなければいけない話になります。 　何のために通告書を前倒しにして、早く皆さんに出していただいているのか、その意味がなくなってしまいます。理事者側にも時間をかけて答弁書を作っていただくために、通告書を 1 週間前に出していただく形になっているので、それに関しては違うと思います。
野口委員	別件ですが、今回の定例会中に私がやじをして、議長に注意をされました。それはごもっともで何の問題もないんですが、私は堀議員の一般質問でやじを入れました。 　なぜかというと堀議員が「同じ質問をします。」と言ったんです。同じ質問をしたら同じ答弁しか返ってこないので、

	議長には、「同じ質問をします。」と宣言をされたら、堀議員に限らず、全議員に注意していただきたいです。
後藤國弘議長	それに関しては、堀議員に「また同じ質問をしているじゃないの。」という話をしましたが、何回も同じ質問をすべき部分もあるという話をされました。
河﨑委員	「市の見解」というのはどこに記載されているんでしょうか。発信してほしいとは書かれていますが。
後藤國弘議長	見解は来ています。ここに「お伝えください。」と書いてあるので、本人にお伝えして終わりたいと思います。
南谷佳寛委員長	副議長から何かありますか。
安井副議長	市が心配しているのは、答弁したことと違うように粟津議員が理解されて、そして、市民に発信されることかなと感じています。 この文書の中の「公立病院の経営について」ということで書かれている部分は、「このことについて議員各位に対して正確にお伝えしていただけると幸いです」と書かれておりますので、全議員に伝えてもいいと思います。 粟津議員がご自身の見解を出されたときに、全議員が指摘できる状態にしたほうがいいと感じました。
後藤國弘議長	基本的に、市の考えに同調しろということはできないです。議員の考え方、市の考え方があって、市が事実関係をもとに答弁したのであれば、それは市に伝える義務があって、議会には伝える義務はないと思います。私はそういう認識です。
野口委員	事実に基づかない内容でビラが出た場合、議長が言われるように、正確な情報発信をするのは市側です。本来は議会が対応することではないです。 市として、正式見解をホームページで出してほしいということは伝えています。
南谷佳寛委員長	ほかに何かご意見はありますか。 〔発言する者なし〕

南谷佳寛委員長	それではこの用紙は回収することにして、議会運営委員会を終わります。お疲れ様でした。 【閉会＝午後３時７分】